

川崎市立図書館各種団体に対する支援及び連携に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市立図書館条例（昭和25年川崎市条例第32号。以下「条例」という。）及び川崎市立図書館条例施行規則（平成2年川崎市教育委員会規則第15号。以下「規則」という。）に基づき、事業を円滑に行うため、川崎市立図書館（以下「図書館」という。）と各種団体に対する支援及び各種団体との連携に関し必要な事項を定める。

(各種団体の定義)

第2条 この要綱において、各種団体の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学校 規則第8条第3項に規定する学校

(2) 団体 各種団体のうち、前号に規定する以外の団体

(団体の利用登録)

第3条 団体は、貸出しを受けるためには、規則第8条第1項の規定に基づき登録をしなければならない。

2 団体が登録を希望する場合は、団体貸出登録申請書（第1号様式）及び会則、規約、利用案内等団体活動の内容がわかるものの確認により登録する。

3 登録団体の区分については別表のとおりとする。

4 登録の有効期間は3年とする。

5 登録内容に変更があったときは、速やかに変更事項について届けるものとする。

(団体への貸出し)

第4条 団体が貸出しを受けるときは、登録した区内の図書館又は関

覧所に申し込む。ただし、別表の区分 1 の団体については、分館・閲覧所では行わない。

2 貸出数量及び貸出期間は別表のとおりとする。ただし、図書館長は、必要に応じて貸出期間を変更することができる。

3 図書館が所蔵する資料（以下「図書館資料」という。）のうち視聴覚資料の貸出しは行わない。

4 営利を目的とする事業に図書館資料の貸出しは行わない。

5 図書館の運営に支障が生じると図書館長が判断した場合には、選定した図書館資料の一部について貸出しの制限を行うことができる。

6 図書館資料の選定及び運搬は団体が行う。

（学校との連携）

第 5 条 図書館及び学校は授業支援、読書活動の推進を目的として、次に掲げる事項において相互に連携する。

（1）図書館資料を学校に提供すること。

（2）学校の資料を図書館に提供すること。

（3）地域に関する情報を共有すること。

（4）学校の授業等における図書館利用に関すること。

（5）学校施設を利用した図書館事業の実施に関すること。

（6）職員及びボランティアスタッフへの研修又は講師派遣等を通じた相互交流に関すること。

（7）図書館と学校の連携会議の開催に関すること。なお、会議の招集は図書館が行う。

（学校の利用登録）

第 6 条 学校は、貸出しを受けるためには、規則第 8 条第 1 項の規定

に基づき登録をしなければならない。

2 学校が登録を希望する場合は、学校用団体貸出登録申請書（第2号様式）により登録する。

3 登録は1校1団体とし、責任者は校長とする。ただし、図書館長が必要と認める場合はこの限りではない。

4 登録の有効期間は3年とする。

5 登録内容に変更があったときは、速やかに変更事項について届けるものとする。

（学校への貸出し）

第7条 学校が貸出しを受けるときは、事前に学校用団体貸出申込書（第3号様式）を提出する。

2 貸出し及び返却手続は、原則として休館日を除く平日の午前10時から午後4時30分までとする。

3 学校は、利用の1週間前までに図書館に利用日・利用時間を連絡し、調整をするものとする。

4 図書館資料の貸出数量は、100点以内とする。

5 貸出期間は貸出日から30日以内とし、返却の際は一括して返却するものとする。ただし、図書館長は、必要に応じて貸出期間を変更することができるものとする。

6 CD等視聴覚資料の貸出しは行わない。

7 その他図書館長が適切でないと認めたもの又は同一タイトル若しくは同一テーマの図書館資料を大量に必要とする場合は、貸出しの制限を行うことができる。

8 図書館資料の運搬は、学校が行うものとする。

（学校での授業支援を目的とした電子書籍の利用登録）

第 8 条 学校は、規則第 8 条第 3 項に基づき、授業支援等を目的として、電子書籍の利用登録をまとめて行うことができる。

2 学校が前項の登録を希望する場合は、授業利用登録申請書（第 4 号様式）により登録する。

3 前項の規定により登録を行った学校に対し、利用者 I D 及びパスワードを一括して交付する。交付した利用者 I D 及びパスワードは、学校が責任を持って管理を行う。

4 利用登録は、利用登録を行った学校に在籍する期間有効なものとする。

5 転校その他の理由により学校に在籍しなくなったときには、学校は速やかに授業利用登録申請書（第 4 号様式）により登録の取消しの申請を行う。

（報告）

第 9 条 教育長は、必要に応じて各種団体の代表者に対して利用状況等について報告を求めることができる。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、決裁の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

（川崎市立図書館団体貸出要綱の廃止）

2 川崎市立図書館団体貸出要綱（平成 18 年 1 月 1 日施行）は、廃止する。

（川崎市立図書館団体貸出要綱の廃止に伴う経過措置）

3 この要綱の適用の際現に前項の規定による廃止前の川崎市立図書館団体貸出要綱（以下「旧団体貸出要綱」という。）第3条第1項の規定により登録されている団体は、同条第4項の有効期間が満了するまでの間、第3条第1項の規定により登録されている団体とみなす。

4 旧団体貸出要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

（川崎市立図書館学校支援のための貸出要綱の廃止）

5 川崎市立図書館学校支援のための貸出要綱（平成18年3月1日施行）は、廃止する。

（川崎市立図書館学校支援のための貸出要綱の廃止に伴う経過措置）

6 この要綱の適用の際現に前項の規定による廃止前の川崎市立図書館学校支援のための貸出要綱（以下「旧学校貸出要綱」という。）第3条第1項の規定により登録されている学校は、同条第4項の有効期限が満了するまでの間、第6条第1項の規定により登録されている学校とみなす。

7 この要綱の適用の際現に旧学校貸出要綱第4条の規定により貸出されている図書は、旧学校貸出要綱第6条の貸出期間が満了するまでの間、第7条第1項の規定により貸出しされている図書とみなす。

8 旧学校貸出要綱により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

（学校と市立図書館の連携に関する要綱の廃止）

9 学校と市立図書館の連携に関する要綱（平成14年1月1日施行

）は、廃止する。

別表（第3条関係）

区分（団体の種類）	貸出冊数	貸出期間
区分1 地域や団体で閲覧・貸出し を目的とする利用 ・ 公共施設 ・ 地域文庫 ・ その他	500冊 以内	貸出日から 100日以内
区分2 各団体の学習や企画実施の ための利用 ・ 総括学校司書 ・ 学校図書ボランティア ・ サークル又はボランティア団体	100冊 以内	貸出日から 30日以内
区分3 図書館との共催又は協働事 業のための利用 ・ 図書館協働団体	100冊 以内	貸出日から 100日以内

担 当	係 長	館 長

第 1 号様式

団体貸出登録申請書	
年 月 日	
川崎市立	館長 様
団体名 代表者名 住 所 電話番号	
団体貸出しについて次のとおり申請します。 また、利用については川崎市立図書館団体支援及び連携に関する要綱に従って行います。	

担 当 者	氏 名		電 話 番 号	
会 員 数 また は 利用予定者数 ^⑨	児 童 人	学 生 人	一 般 人	合 計 人
活動場所（上記住所と違う場合） 名称： 住所：川崎市 電話：				
活動目的・内容 				

区分	区分 1	区分 2	区分 3
貸出冊数・期間	500 冊以内・100 日以内	100 冊以内・30 日以内	100 冊以内・100 日以内
受付日 年 月 日	登録番号		

※ 営利を目的とする事業に資料を利用することはできません。

※ 会則・規約・利用案内等を添付してください。

⑨ 施設等区分 1 の団体で会員数が特定できない団体は利用予定者数を記入して下さい。

学校用 団体貸出登録申請書

川崎市立図書館

登録番号

登録日 年 月 日

担当	係長	館長

学校名		電話
住所		FAX
学校長 氏名(ふりがな)		
図書館担当者 氏名(ふりがな)		
備考		

学校用 団体貸出申込書

担当	係長	館長

年 月 日 受付

太枠中を全てご記入ください

学校名		TEL	図書館 担当者名	
		FAX	申請者名	
学年	年 組			

登録番号			
貸出	月	日	冊
返却予定日時	月	日	時

返却	月	日	冊	受付
備考				

科目・単元名	
＜課題・希望する本の内容＞	読み物中心 ・ 調べもの中心 （ 大人用の本も 可 ・ 不可 ）
＜希望冊数	冊＞

担当	係長	館長

第 4 号様式

授業利用登録申請書	
年 月 日 川崎市立 図書館館長 様 学校名 住 所 電話番号 学校長名	
川崎市立図書館団体支援及び連携に関する要綱第 8 条に基づく授業利用を目的としたかわさき電子図書館の利用登録（変更）について、次のとおり申請します。	

入学年度（単位：年度）	学年	登録者数（人）	申請内容
			登録 ・ 変更
			登録 ・ 変更
			登録 ・ 変更
			登録 ・ 変更
			登録 ・ 変更
			登録 ・ 変更
			登録 ・ 変更

※ ID・パスワードのデータを添付してください。